

## 三つの新規条例を可決

### 長期継続契約の締結に関する条例

契約事務の特例を定めるため、「瑞穂町長期継続契約の締結に関する条例」を制定するもので、事務用機器やソフトウェアなど、商慣習上長期継続契約が一般的であるものを借り入れる契約、それらの契約に伴う保守・維持管理などの契約が対象で、期間は5年以内とするものです。

### 町職員の再任用に関する条例

再任用制度を導入し、退職者の長年培ってきた知識・経験を即戦力として活用し、行政サービスの向上を図るため「瑞穂町職員の再任用に関する条例」を制定するものです。

### 職員給与条例の改正を可決

都人事業委員会の勧告に基づき、職員の給与を平均1・2%、一時金を年間4・15カ月から3・95カ月引き下げ、扶養手当と住居手当を変更するため「瑞穂町職員の給与に関する条例」を改正するものです。

### 特別職等給与条例の改正を可決

職員と同様に、特別職（町長、副町長）および教育長についても、一時金を年間4・05カ月から3・85カ月引き下げるため、「瑞穂町の特別職の職員の給与に関する条例」・「瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例」を改正するものです。

### 人権擁護委員の推薦

人権擁護委員に村上嘉男氏（石畑）を推薦することについて、適任者であると判断しました。江川功氏の任期満了によるものです。



人権擁護委員  
村上嘉男 氏

任期  
平成23年4月1日  
～平成26年3月31日

### 瑞穂町産業廃棄物処理施設 の設置等の紛争予防に関する 条例

瑞穂町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例

右の2件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正に伴い、条例を改正するものです。

### 樹林地用地取得を可決

所在地 石畑字狭山谷1951番1の一部  
地目・面積 山林 5、668㎡  
取得予定価格 2、267万2、000円



### 補正予算を可決

一般会計予算を特別土地保有税などにより16億4、983万4千円増額し、また、5つの特別会計を総額6、061万8千円増額する補正予算を可決しました。

### 町道の廃止を可決

一般交通の用に供する必要がなくなったため、廃止するものです。  
場所は、国道16号「狭山平交差点」の南側、都道166号線（旧国道16号）沿いの東側。

### 町道の認定を可決

開発行為による新設道路の譲渡に伴い、新たに567号線を認定しました。  
場所は、新青梅街道「瑞穂町役場入口交差点」から新宿方面へ向かい南側。



### 雨水調整池築造工事 変更契約を可決

工事施工中、調整池への地下水の浸入を防ぐ遮水壁の深さが足りないことなどが判明したため、契約を変更するものです。

契約金額 1億8、154万5、000円  
2億1、901万2、150円

### 国体競技施設整備工事 変更契約を可決

夏の猛暑により11本の木が立ち枯れしたため、伐採・抜根費が増となり、また、工事施工中、地盤の硬さや想定以上の廃棄物の出土、地下水脈に当たるなどしたため、契約を変更するものです。

契約金額 1億5、276万4、500円  
1億5、610万9、800円